



れ、これらの作業を行う外部の建設業者等が、当該設備中の化学物質の危険性・有害性や、取り扱い上の注意事項等の情報を十分知らないまま作業を行っていたこと等による労働災害が発生しています。

注文者は次の①～④の事項を記載した文書を作成し、請負人が対象設備の作業を開始するときまでに、請負人に交付することになっていきます。(安規662条の4第1項)

また、請負人がさらに発注(下請け)する場合は、交付を受けた文書の写しを請負人は図の通り後次の請負人に交付することとされていますので

化学物質安全データ(SDS)がある。  
②当該仕事の作業において注意すべき安全、衛生に関する事項  
各作業ごとに記載した安全、衛生に配慮した作業方法、発注者の直接の指示を必要とする作業の実施方法、作業場所の周囲における設備の稼働状況等の具体的な安全、衛生に関する連絡事項がある。

問 労働安全衛生法(以下「安衛法」という)では、化学物質の製造設備等の改造、修理等の注文(発注)者は、これらの作業を請負う建設業者の安全施工に資するため危険有害性情報の提供等、注文者としての講ずべき措置が規定されていることですが、内容について教えてください。

答 近年、業務の外注化が進展する中、爆発等のおそれがある危険有害な化学物質の製造設備などの改造、修理、清掃等の作業の外注が頻繁に行わ

## ◆化学設備の改造等の注文者が講ずべき措置◆

うち対象設備として、

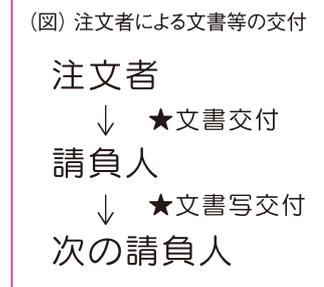
①化学設備及びその付属設備

②特定化学設備及びその付属設備(施行令9条の3)

対象作業として設備の改造、修理、清掃等、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業(労働安全衛生規則(以下「安規」という)662条の3)の

注意が必要です。(同条第2項)

①当該化学物質の危険性及び有害性



池戸 宏光

③当該仕事の作業について講じた安全、衛生を確保するための措置  
発注者が講じた動力源の遮断、バルブ・コックの閉止、設備内部の化学物質の排出装置等がある。

④当該物の流失その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置  
関係者への連絡、火災発生時における初期消火

の実施、被災者に対する救護措置等がある。  
なお、対象設備の範囲の拡大の政令改正がなされています。

施行令9条の3の2号を次のように改める。  
2、前号に掲げるもののほか、安衛法57条の2第1項に規定する通知対象物を製造し、または取り扱う設備(移動式以外のものに限り)及びその附属設備  
施行期日 令和5年4月1日

ただし、新たに措置の対象となる設備に係る仕事であつて、改正政令の施行の日前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。  
【関係通達】令和4年2月24日 基発0224第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(池戸労務安全管理事務所所長)